

○国土交通省告示第二百八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十条第一項の表の（一）の項の規定に基づき、直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第一百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を次のように定める。

令和五年三月二十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第一百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十条第一項の表の（一）の項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次に掲げるものとする。

一 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 床面積が三十平方メートル以内の居室（病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（令第一百五十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。）の用に供するもの及び地階に存するものを除く。以下同

じ。)であること。

ロ 居室及び当該居室から地上に通ずる廊下等（廊下その他の避難の用に供する建築物の部分という。以下同じ。）（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）が、令第二百二十六条の五に規定する構造の非常用の照明装置を設けたものであること。

二 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 居室から令第二百二十条の規定による直通階段（以下単に「直通階段」という。）に通ずる廊下等が、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）で令第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

ロ 居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けた室以外の室（令第二百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設けたものであること。

三 直通階段が次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 直通階段の階段室が、その他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

ロ 直通階段が屋外に設けられ、かつ、屋内から当該直通階段に通ずる出入口にイに規定する防火設備を設けたものであること。

四 居室から直通階段に通ずる廊下等が、火災の発生のおそれの少ない室に該当すること。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸で令第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画された居室に該当する場合において、次のイからハまでに定めるところにより、当該居室で火災が発生した場合においても当該居室からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法により確かめられたときは、この限りでない。

イ 当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでの時間を、令和三年国土交通省告示第四百七十五号第一号イ及びロに掲げる式に基づき計算した時間を合計することにより計算すること。

ロ イの規定によって計算した時間が経過したときにおける当該居室において発生した火災によ

り生じた煙又はガスの高さを、令和三年国土交通省告示第四百七十五号第二号に掲げる式に基づき計算すること。

ハ ロの規定によつて計算した高さが、一・八メートルを下回らないことを確かめること。

五 令第一百十条の五に規定する基準に従つて警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十四号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。